

令和6年能登半島地震により長野県内へ避難している方へ

災害特例貸付制度のご案内

長野県社会福祉協議会では、令和6年能登半島地震により被災したため長野県内に避難した世帯に対して、生活費等の貸付を行います。貸付を希望する方は、避難先の市町村社会福祉協議会まで、ご相談ください。なお、貸付制度であるため返済が必要となります。

○貸付対象（以下の3つの要件に全て該当する方）

- ① 令和6年能登半島地震により被災した地域から長野県内に避難している世帯
- ② 今後、長野県内の避難先に1か月以上居住することが見込まれる世帯
- ③ 今後、電話・訪問等により継続的に連絡を取ることができる方

○貸付限度額

10万円以内 ※以下の①～④に該当する場合は20万円以内

- ① 世帯員の中に死亡者がいる場合
- ② 世帯員に要介護・要配慮者がいる場合
- ③ 世帯員が4人以上いる場合
- ④ 特に長野県社会福祉協議会会長が認める場合

○貸付条件

- ① 据置期間（返済猶予期間）：貸付を受けた月の翌月から1年間
- ② 返済期間：据置期間終了後最大2年間（24回払い）
- ③ 利子：無利子（返済期間内に返済完了しない場合、残金に対し延滞利子 3.0%）

○注意事項

- ・まずは避難先の市町村社会福祉協議会へ、お電話にて、ご相談ください。
- ※申込前に、可能な限り電話連絡をお願いします。受付時間は各市町村によって異なります。
- ・市町村社会福祉協議会で申込受付した後、長野県社会福祉協議会で審査を行います。審査の結果、貸付できないことがあります。
- ・貸付が決定した場合、原則として借入申込者名義の金融機関口座に振り込みます（後日貸付決定通知等を届け出た避難先住所に郵送します）。
- ・審査状況等はお答えできません。申し込みした市町村社会福祉協議会や長野県社会福祉協議会へのお問い合わせはご容赦ください。

【申込時に必要な書類等】

- 身分証明書（運転免許証、健康保険証、住民票・マイナンバーカード等公的機関が発行するもの）
- 貸付金の振込先（金融機関名、支店名、口座番号、名義）を確認できる通帳やキャッシュカード